

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 20 年 3 月 25 日 (火) 第 7 9 7 6 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等 (184) (集中業務課) 2 生活保護法による居宅介護事業等の休止の届出 (185) (福祉保健課) 4 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧 (186) (景観まちづくり課) 4 大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (187) (経済政策課) . . . 4 ブルセラ病検査等の実施 (188) (畜産課) 5 飼料の試験の結果の概要 (189) (〃) 7 県道の区域の変更 (190) (道路企画課) 8 県道の供用の開始 (191) (〃) 8 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (192) (治山砂防課) 8 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 (193) (中部総合事務所福祉保健局) 9 土地改良区の役員の就退任 (194) (中部総合事務所農林局) 9 県営土地改良事業の工事の完了 (195) (〃) 10
◇ 選管告示	政治団体の収支に関する報告書の一部改正 (14) 11
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林保全課) 11 土地収用法施行令に基づく公示による通知 (3件) (県土総務課) 25 警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) 26 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 27
◇ 正 誤	平成 19 年 3 月 16 日付鳥取県選挙管理委員会規則第 2 号中訂正 28 平成 19 年 9 月 28 日付鳥取県選挙管理委員会告示第 90 号中訂正 28

告 示

鳥取県告示第 184 号

平成 20 年度及び平成 21 年度において県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項（同令第 167 条の 11 第 3 項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条の規定により告示する。

平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加資格の申請手続等について）に基づいて認定された資格は、この告示に基づいて認定された資格とみなす。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業種区分

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船舶及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、その他の物品、払下品類並びにリース・レンタル

2 申請の受付時期

随時受付し、翌月からの資格決定とする。

3 申請の方法

(1) 書面による申請

ア 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、インターネットの鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/suitou>）から入手すること。

イ 申請書の提出方法

申請書に(3)の添付書類を添え、鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 電話 0857-26-7431、7432、7433）へ持参し、又は送付すること。

(2) 電子的記録による申請

インターネットの鳥取県ホームページの電子申請システム（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=1327>）により、(3)の添付書類を入力して申請すること。なお、当該入力に係る事項の確認のため、(3)の添付書類の全部又は一部を書面により提出をさせることがあるので注意すること。

(3) 添付書類

ア 納税証明書（資格申請時前 3 月以内に発行されたものであり、かつ、資格申請時前 1 年以内において納税義務が発生したものに限る。）

(ア) 申請者が法人である場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式（以下「第 9 号書式」という。）その 3 の 3）並びに鳥取県の県税（延滞税及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書。ただし、法人のうち鳥取県内に事業所を有さない者にあつては、県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。

(イ) 申請者が個人である場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第 9 号書式その 3 の 2）並びに鳥取県の県税（延滞税及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

イ 申請者が法人である場合にあつては、商業登記簿の謄本の写し（資格審査申請時前 3 月以内に発行されたものに限る。）

ウ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し（該当する業種区分に係るものに限る。）

エ 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合する旨の認証を取得している者又は鳥取県版環境管理システム認定制度 I 種規格に適合する旨の認証を取得している者にあつては、当該認証登録証の写し

オ 申請者が個人である場合にあつては、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類

カ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（資格審査申請時前 3 月以内に発行されたものに限る。）

キ 委任状（見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領等の事務（以下「契約事務」という。）を委任する場合に限る。）

ク 使用印鑑届（契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。）

(4) 申請書及び添付書類の作成に用いる言語等

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

(1) 資格審査申請時までの営業年数

(2) 直前決算における資本金

(3) 資格審査申請時における従業員の数

(4) 資格審査申請時の直前の 1 営業年度における製造高、販売高又は収入高

(5) 契約実績その他の経営及び信用の状態

5 資格の付与

次のいずれかに該当すると認められる者は、資格を付与しない。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(2) 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者

6 資格の取消し等

(1) 入札参加資格を有する者が申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した場合については、当該資格取り消し、又は停止する。

(2) 入札参加資格を有する者が次のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後 2 年間競争入札に参加させないことがある。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

8 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格決定日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

なお、資格決定の手続は、原則として申請書を受け付けた日の属する月の翌月に行うものとする。

鳥取県告示第 185 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
株式会社ハピネラ イフケア鳥取	米子市錦町三丁目 77	ヘルパーステーション 松並	鳥取市松並町一丁目 228	平成 20 年 1 月 1 日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	休止年月日
株式会社ハピネラ イフケア鳥取	米子市錦町三丁目 77	ヘルパーステーション 松並	鳥取市松並町一丁目 228	平成 20 年 1 月 1 日

鳥取県告示第 186 号

土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧期間 平成 20 年 3 月 25 日から同年 4 月 8 日まで
- 縦覧場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課
米子市加茂町一丁目 1 米子市建設部土木課
- 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

鳥取県告示第 187 号

平成 19 年鳥取県告示第 987 号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したジャスコ日吉津ショッピングセンターイーストコートに係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出について、同法第 8 条第 2 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見の概要

県道日吉津伯耆大山停車場線に面して東棟も西棟も出入口があり、この県道に車両を駐停車して乗降する人がある。交通事故、渋滞防止のため、県道に駐停車させないよう横断歩道、車両出入口以外の部分すべてに植栽帯を設置してほしい。

2 縦覧に供する期間

平成 20 年 3 月 25 日から 1 月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

日吉津村地域振興課

鳥取県告示第 188 号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、腐蝕病検査、鶏マイコプラズマ病検査及び高病原性鳥インフルエンザ検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、腐蝕病、鶏マイコプラズマ病及び高病原性鳥インフルエンザの発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡国府町及び八頭郡河原町の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡船岡町の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併前の東伯郡東郷町の区域に限る。）及び琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡東伯町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町村合併前の米子市の区域に限る。）、境港市並びに西伯郡伯耆町及び南部町（平成16年10月1日町村合併前の西伯郡会見町の区域に限る。）の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

- エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成20年4月1日以降に放牧するもの
- (2) 結核病検査
- ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市、岩美郡国府町及び岩美町、気高郡青谷町並びに八頭郡河原町の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡船岡町の区域に限る。）、東伯郡三朝町、湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併前の東伯郡東郷町の区域に限る。）、北栄町（平成17年10月1日町合併前の大栄町の区域に限る。）及び琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡東伯町の区域に限る。）、米子市、境港市並びに西伯郡日吉津村、大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡大山町の区域に限る。）、南部町及び伯耆町の区域において飼育しているものに限る。）
- イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの
- ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）
- エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成20年4月1日以降に放牧するもの
- オ 平成20年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (3) ヨーネ病検査
- ア (2)に掲げる牛
- イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛
- ウ 搾乳の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの
- エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの
- オ 種付の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの
- カ ウからオまでに掲げる牛以外の牛で、平成20年4月1日以降に放牧する目的で県外へ移出しようとする、繁殖の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの
- キ その他知事が必要と認める牛
- (4) 牛海綿状脳症検査
月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの
- (5) 馬伝染性貧血検査
- ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれと同一施設内で飼育している馬
- イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育している馬
- ウ 競技の用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育している馬
- エ 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬及びこれと同一施設内で飼育している馬
- (6) ニューカッスル病検査
鶏
- (7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
- (8) 腐蝕病検査
みつばち
- (9) 鶏マイコプラズマ病検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
- (10) 高病原性鳥インフルエンザ検査

鶏（1,000羽以上飼養している採卵鶏飼養農場に限る。）

4 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法（エライザ法）又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(5) 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

(6) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

ひな白痢急速凝集反応

(8) 腐蝕病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

(9) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

(10) 高病原性鳥インフルエンザ検査

血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）

鳥取県告示第 189 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、平成20年1月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
				動物性飼料	肉骨粉	
鳥取市 有限会社ティー エムアール鳥取	鳥取市上原897-1 有限会社ティーエム アール鳥取	タイプN	平成20年1月	動物性飼料	肉骨粉	無
東伯郡琴浦町 川東飼料組合	東伯郡琴浦町大字金 屋大高谷22-83 川東飼料組合	手嶋・三嶋T MR	〃	〃	〃	〃
西伯郡伯耆町 渡邊泰弘	西伯郡伯耆町大原 991-36 渡邊泰弘	新生	〃	〃	〃	〃

日野郡日南町 三森一夫	日野郡日南町神戸上 3337-3 三森一夫	鳥取ミックス	〃	〃	〃	〃
----------------	-----------------------------	--------	---	---	---	---

鳥取県告示第 190 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子岸本線	変更前	西伯郡伯耆町大殿字北檜1908-1地先から同町大殿字北小堤山1879-3地先まで	8.0~33.5	65.0
	変更後	西伯郡伯耆町大殿字北檜1908-1地先から同町大殿字北小堤山1879-3地先まで	8.0~33.5	65.0
		西伯郡伯耆町坂長字下屋敷2361地先から同町大殿字北檜1908-3地先まで	13.5~26.5	491.0

鳥取県告示第 191 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子岸本線	西伯郡伯耆町坂長字下屋敷2361地先から同町大殿字北檜1908-3地先まで	平成20年3月25日

鳥取県告示第 192 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

田原谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 12 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 12 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市青谷町田原谷字大田 559	1 号
鳥取市青谷町田原谷字清水平 397	2 号
鳥取市青谷町田原谷字清水平 410	3 号
鳥取市青谷町田原谷字清水平 416	4 号
鳥取市青谷町田原谷字清水平 418	5 号
鳥取市青谷町紙屋字尾花 537	6 号
鳥取市青谷町田原谷字御堂垣 154－8	7 号
鳥取市青谷町田原谷字東村内 147－1	8 号
鳥取市青谷町田原谷字東村内 119 地先道路敷	9 号
鳥取市青谷町田原谷字東村内 93	10 号
鳥取市青谷町田原谷字大田 80－5	11 号
鳥取市青谷町田原谷字大田 70－1	12 号

鳥取県告示第 193 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
医療法人仁厚会	倉吉市山根43	中部障害者地域生活支援センター	倉吉市山根43	平成20年3月10日

鳥取県告示第 194 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 田 博 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1168

理 事	杉 井 淳之輔	東伯郡湯梨浜町大字橋津411
理 事	津 村 鐵 雄	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬777— 2
理 事	杉 本 英 雄	東伯郡湯梨浜町大字久留2— 1
理 事	濱 本 茂	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1263
理 事	山 崎 昭	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2398— 2
理 事	中 川 正 典	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1699— 5
理 事	入 江 輝 三	東伯郡湯梨浜町大字田後820
理 事	河 本 博 美	東伯郡湯梨浜町大字上浅津361
理 事	西 村 雅 俊	東伯郡湯梨浜町大字上浅津543
理 事	富 山 義 明	東伯郡湯梨浜町大字下浅津207— 6
理 事	上 本 正	東伯郡湯梨浜町大字南谷624— 2
理 事	音 田 義 正	東伯郡湯梨浜町大字長江1044
理 事	岡 本 敏 明	東伯郡湯梨浜町大字門田423
理 事	福 井 兼 義	倉吉市清谷491
監 事	北 村 和 正	東伯郡湯梨浜町大字上浅津194
監 事	梅 田 尚 志	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1140
監 事	國 田 修二郎	東伯郡湯梨浜町大字橋津147

平成20年3月7日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	津 村 鐵 雄	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬777— 2
理 事	小 谷 要	東伯郡湯梨浜町大字久留12— 5
理 事	酒 井 富士夫	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1175
理 事	石 原 弘	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1209
理 事	田 中 祥 宏	東伯郡湯梨浜町大字久留118— 3
理 事	山 崎 昭	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2398— 2
理 事	河 原 義 雄	東伯郡湯梨浜町大字水142
理 事	福 本 昌 夫	東伯郡湯梨浜町大字田後723— 1
理 事	河 本 博 美	東伯郡湯梨浜町大字上浅津361
理 事	西 村 雅 俊	東伯郡湯梨浜町大字上浅津543
理 事	富 山 義 明	東伯郡湯梨浜町大字下浅津207— 6
理 事	山 根 計 雄	東伯郡湯梨浜町大字光吉73— 7
理 事	杉 井 淳之輔	東伯郡湯梨浜町大字橋津411
理 事	音 田 義 正	東伯郡湯梨浜町大字長江1044
理 事	岡 本 敏 明	東伯郡湯梨浜町大字門田423
理 事	福 井 章 人	倉吉市清谷505
監 事	梅 田 尚 志	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1140
監 事	北 村 和 正	東伯郡湯梨浜町大字上浅津194
監 事	國 田 修二郎	東伯郡湯梨浜町大字橋津147

平成20年3月8日就任 任期4年

鳥取県告示第195号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
畑地帯総合整備事業北条砂丘下北条地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水	平成20年2月26日
畑地帯総合整備事業北条砂丘大栄地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水	〃

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鳥取県選挙管理委員会告示第 14 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、山口享後援会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成19年鳥取県選挙管理委員会告示第90号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
政治団体の名称 山口享後援会	政治団体の名称 山口享後援会
報告年月日 平成19年3月8日	報告年月日 平成19年3月8日
1 略	1 略
2 支出総額 <u>1,850,500円</u>	2 支出総額 <u>840,500円</u>
3 翌年への繰越額 <u>6,902,397円</u>	3 翌年への繰越額 <u>7,912,397円</u>
4 略	4 略
5 支出の内訳	5 支出の内訳
経常経費 <u>1,240,000円</u>	経常経費 <u>230,000円</u>
事務所費 <u>1,240,000円</u>	事務所費 <u>230,000円</u>
政治活動費 610,500円	政治活動費 610,500円
機関紙誌の発行その他の事業費 610,500円	機関紙誌の発行その他の事業費 610,500円
機関紙誌の発行事業費 610,500円	機関紙誌の発行事業費 610,500円
6 略	6 略

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 3 月 7 日付鳥取県告示第 122 号）の内容

（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本 育夫	岩美郡岩美町大字蒲生字御袴谷上 2585 の 3
-------	--------------------------

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字大平ル 260 の 1（次の図に示す部分に限る。）
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃
田中 節雄	〃
田中 繁野	〃
堀中 俊英	〃
岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字大平ル 260 の 2
高橋 節子	〃

佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃
田中 節雄	〃
田中 繁野	〃
堀中 俊英	〃
岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字大平ル 260 の 3
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃
田中 節雄	〃
田中 繁野	〃
堀中 俊英	〃
岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字大平ル 260 の 4
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃
田中 節雄	〃
田中 繁野	〃

堀中 俊英	〃
岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字中大平ル 262 の 2
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃
田中 節雄	〃
田中 繁野	〃
堀中 俊英	〃
山川 壽藏	岩美郡岩美町大字蒲生字又芽谷 1208
山本 英男	〃
山本 晴雄	〃
山本 和夫	〃
森脇 虎清	〃
田村国三郎	〃
岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字大石谷 1209
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
山本 英男	〃
山本 晴雄	〃
山本 和夫	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃
田中 節雄	〃
田中 繁野	〃

堀中 俊英	〃
岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字大石谷 1209 の 1
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
山本 英男	〃
山本 晴雄	〃
山本 和夫	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃
田中 節雄	〃
田中 繁野	〃
堀中 俊英	〃
山本 育夫	岩美郡岩美町大字蒲生字大岩谷 1210
〃	岩美郡岩美町大字蒲生字大山 2582 の 1
山川 壽藏	岩美郡岩美町大字馬場字硯石ヶ谷 416 の 4
森脇 虎清	〃
田村国三郎	〃
山川 壽藏	岩美郡岩美町大字馬場字硯石ヶ谷 416 の 5
森脇 虎清	〃
田村国三郎	〃
山川 壽藏	岩美郡岩美町大字馬場字与吉苜尾 418 の 2
森脇 虎清	〃
田村国三郎	〃
山川 壽藏	岩美郡岩美町大字馬場字狼谷 420 の 2
森脇 虎清	〃
田村国三郎	〃
福山 薫	岩美郡岩美町大字白地字猪笹奥 857 の 6
山本 重春	岩美郡岩美町大字白地字猪笹奥 857 の 36
西川和太利	岩美郡岩美町大字白地字猪笹奥 857 の 37

橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字佛谷 858 の 13
村上 貞義	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字桐ヶ畑谷 859
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
橋本 照男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本さくの	〃
西川 勝義	〃
西川和太利	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字桐ヶ畑谷 859 の 1
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本さくの	〃
西川 勝義	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字桐ヶ畑谷 859 の 2
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本さくの	〃

西川 勝義	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字桐ヶ畑谷 859 の 3
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本きくの	〃
西川 勝義	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字高平ラ 860 の 4
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
橋本 照男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本きくの	〃
西川 勝義	〃
西川和太利	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字大高八 861 の 5
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
橋本 照男	〃
山崎 恒雄	〃

山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本きくの	〃
西川 勝義	〃
西川和太利	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字大善坊平ラ 864 の 8
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本きくの	〃
西川 勝義	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字大善坊平ラ 864 の 9
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本きくの	〃
西川 勝義	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
西川 勝義	岩美郡岩美町大字白地字分条 869 の 9
田中 太朗	岩美郡岩美町大字白地字分条 869 の 11
山本 勝	岩美郡岩美町大字白地字分条 869 の 23

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

道脇 朗	岩美郡岩美町大字相山字荷牛谷 246 の 3
森脇千代子	岩美郡岩美町大字相山字亀ヶ尻奥荒堀 266 の 1
道脇 朗	岩美郡岩美町大字相山字亀ヶ尻奥荒堀 266 の 2
福山 吉蔵	岩美郡岩美町大字白地字向山 832
山本 重春	岩美郡岩美町大字白地字茶屋谷 835
山本 亀吉	岩美郡岩美町大字白地字柿ヶ谷 851 の 2
土師 愛造	岩美郡岩美町大字白地字亀ヶ谷 874 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保
全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 3 月 7 日付鳥取県告示第 123 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本 武雄	日野郡日南町生山字神倉山 263 の 1
柴田 好信	〃
赤木須美子	〃
坪倉 正孝	〃
矢吹兼次郎	〃
貝谷 踔美	日野郡日南町折渡字中栗谷山 395 の 13
佐藤 長市	日野郡日南町印賀字大原中倉 220 の 21
田淵芳太郎	日野郡日南町印賀字宮ノ谷奥 1682
田邊 政市	日野郡日南町印賀字宮ノ谷奥 1685
〃	日野郡日南町印賀字宮ノ谷奥 1686
久城 和明	日野郡日南町霞字曾根田 885
原 栄次郎	日野郡日南町三栄字御明谷左平ラ 1337（次の図に示す部分に限る。）
原 輝子	〃
原 勲	〃
原 修	〃
原 勝俊	〃
原 正美	〃
原 正雄	〃
原 泰次郎	〃
原 朝男	〃
原 貞三郎	〃
原 留蔵	〃
原 力蔵	〃
原 廉	〃
原 知市	〃
原田ふみよ	〃
大柄 角市	〃

大柄 鶴治	〃
大柄 林治	〃
柴田登志子	日野郡日南町花口字大原山 1989 の 4
古井 彦市	日野郡日南町阿毘縁字中倉 2014 の 3
山城亀一郎	〃
木下 正知	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

印賀字大原中倉 220 の 21、霞字曾根田 885、花口字大原山 1989 の 4

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

寶石 博子	日野郡日南町萩原字カケヒナ 2 の 4
西村 政芳	日野郡日南町萩原字船峠尻 650 の 2
宮本 啓司	日野郡日南町萩原字大ズリ 798 の 4
宮本 和彦	〃
山本 恒美	〃
西村 重孝	〃
石川 晴義	〃
増田 孝男	〃
井畑 博範	日野郡日南町阿毘縁字宮ノ谷山 62 の 4
古井才三郎	〃
高柴庄三郎	〃
木下益治郎	〃
木下儀一郎	〃
矢村 寿隆	日野郡日南町矢戸字ソフリ谷 171 の 2
暦利 茂韶	〃
船岡 虎治	〃

船岡 長吉	〃
大谷 茂巳	日野郡日南町矢戸字ソフリ谷 171 の 8
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
大谷 茂巳	日野郡日南町矢戸字ソフリ谷 171 の 9
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
大谷 茂巳	日野郡日南町矢戸字ソフリ谷 171 の 10
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
大谷 茂巳	日野郡日南町矢戸字ソフリ谷 171 の 11
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
仙臺岩太郎	日野郡日南町矢戸字吉ヶ谷 262 の 31
長村 清	〃
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
船岡 虎治	〃
船岡 長吉	〃
仙臺岩太郎	日野郡日南町矢戸字吉ヶ谷 262 の 43
長村 清	〃
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
仙臺岩太郎	日野郡日南町矢戸字吉ヶ谷 262 の 44
長村 清	〃
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
仙臺岩太郎	日野郡日南町矢戸字吉ヶ谷 262 の 45
長村 清	〃
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
仙臺岩太郎	日野郡日南町矢戸字吉ヶ谷 262 の 46
長村 清	〃

矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
仙臺岩太郎	日野郡日南町矢戸字吉ヶ谷 262 の 47
長村 清	〃
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
仙臺岩太郎	日野郡日南町矢戸字吉ヶ谷 262 の 48
長村 清	〃
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
仙臺岩太郎	日野郡日南町矢戸字吉ヶ谷 262 の 49
長村 清	〃
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
仙臺岩太郎	日野郡日南町矢戸字吉ヶ谷 262 の 50
長村 清	〃
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
仙臺岩太郎	日野郡日南町矢戸字吉ヶ谷 262 の 51
長村 清	〃
矢村 寿隆	〃
暦利 茂韶	〃
岡田 肅子	日野郡日南町矢戸字久田間山 871
入澤 淳	〃
田中まつの	日野郡日南町矢戸字名土谷上平ラ 1249
田中秀太郎	日野郡日南町矢戸字名土谷上平ラ 1250
田中まつの	日野郡日南町矢戸字名土谷上平ラ 1251
田中秀太郎	日野郡日南町矢戸字名土谷上平ラ 1252
長尾 有實	日野郡日南町多里字古市陰地 891 の 3
川田清太郎	日野郡日南町河上字垣ノ内 269
榎尾 久藏	日野郡日南町湯河字横内 447
福田 忠義	日野郡日南町湯河字登岩谷左平 1179 の 2
田中秀太郎	日野郡日南町三栄字名土谷左平ラ 1549

宮本松次郎	日野郡日南町中石見字抜戸 1322 の 93
田中 正慶	日野郡日南町宮内字塚原山 1318 の 6
田中長太郎	〃
和田 定治	〃
田中 正慶	日野郡日南町宮内字塚原山 1318 の 7
田中長太郎	〃
和田 定治	〃
小谷善太郎	日野郡日南町神戸上字城山 1502
宇田卯三郎	日野郡日南町神戸上字観音山 2865 の 3
金田治三郎	〃
金田善一郎	〃
荒木兼太郎	〃
高橋芳太郎	〃
笹間富三郎	〃
笹間卯太郎	〃
山根喜太藏	〃
西田鶴太郎	〃
田枝重太郎	〃
田中 てい	〃
田辺 一海	〃
田辺 武敏	〃
内田 亮太	〃
榎原 類藏	〃
榎原松太郎	〃
青砥千萬億	日野郡日南町笠木字笹間田 2460
〃	日野郡日南町笠木字下東仙寺 2481 の 2
〃	日野郡日南町笠木字下東仙寺 2500 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

土地収用法施行令(昭和 26 年政令第 342 号)第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達をする。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
岡山県美作市湯郷 176-1 瀬戸根 勝義

2 公示事項

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事(鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで)並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路(鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで)及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る裁決申請事件に係る土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 66 条第 2 項の規定に基づく裁決書は、住所地に当人がいないため送付することができない。よって、当該裁決書は、鳥取県県土整備部県土総務課(鳥取市東町一丁目 220)において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

土地収用法施行令(昭和 26 年政令第 342 号)第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達をする。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
奈良県天理市兵庫町 447-1 氏 秀子

2 公示事項

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事(鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで)並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路(鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで)及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る裁決申請事件に係る土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 66 条第 2 項の規定に基づく裁決書は、住所地に当人がいないため送付することができない。よって、当該裁決書は、鳥取県県土整備部県土総務課(鳥取市東町一丁目 220)において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

土地収用法施行令(昭和 26 年政令第 342 号)第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達をする。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

鳥取県鳥取市立川町五丁目 278 上田 眞基子

2 公示事項

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る裁決申請事件に係る土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 66 条第 2 項の規定に基づく裁決書は、住所地に当人がいないため送付することができない。よって、当該裁決書は、鳥取県県土整備部県土総務課（鳥取市東町一丁目 220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 2 級

2 実施日時

平成 20 年 7 月 12 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30 名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成 20 年 6 月 2 日（月）から同月 6 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成 20 年 4 月 16 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する 者
		平成 20 年 4 月 23 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁議会棟 2 階執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

正 誤

平成19年 3 月 16 日公布の鳥取県選挙管理委員会規則第 2 号（鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5

行 下から15

誤 A 欄

正 D 欄

平成19年 9 月 28 日付鳥取県選挙管理委員会告示第90号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 30

行 下から 4

誤 前年繰越額 3,048,590円

正 前年繰越額 3,048,587円

頁 30

行 下から 1

誤 翌年への繰越額 73,414円

正 翌年への繰越額 73,411円